

# 九条の会・石川ネット ニュースレター

2018.1.25 発行

## No.30

連絡先/〒920-0912 金沢市大手町9-29 社会法律センター気付

☎076-231-2110 <http://www.9jo-ishikawa.net> E-mail [office@9jo-ishikawa.net](mailto:office@9jo-ishikawa.net)

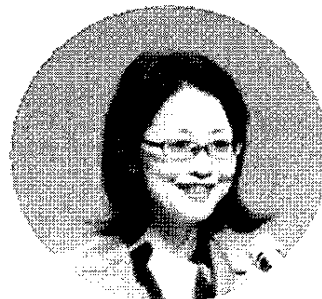
## 11. 3 平和憲法施行 70 周年記念石川県民集会

安倍改憲論の意味するもの—自衛隊を明記する危険性 (講演要旨)

名古屋大学教授 大河内美紀

〇はじめに

これまでに自民党が提案してきた改憲草案 2005 年と 2012 年を読み比べると、2005 年の方が丁寧に作られている印象を受ける。理由を考えるに、政権与党であった 2005 年の草案は現実的な路線であるのに対して、2012 年は野党時代で、時期的にも選挙前に駆け込み的に作られていることから、良く言えば素直(率直に言うと雑)であり、過激かつ思い切りはよいが、リアリティ不足の感が否めない。実際に、この 2012 年の改憲草案については、自民党内からも度々意見が出されていることを紹介された。



〇「改憲案」を巡る動き

次に、改憲案の重点項目について、端的に言うと、「焦点」が場当たり的に変遷している趣がある。現在、改憲の重点項目としては、① 9 条に自衛隊を明記、②緊急事態条項の創設、③参院選挙区の合区解消、④教育無償化、の 4 項目が上げられているが、いずれも、「何故か、いつの間にか、クローズアップされた」印象を受けると語った。

特に、緊急事態条項について解説。これは、熊本地震(2016 年)と関連づけて主張が高まりだしたもののだが、災害時対応については、既に「災害対策基本法」に規定が存在している。自民党の主張は、より上位の法(憲法)に明記すべきだ、というもののだが、その必要性があるのかは甚だ疑問。その他の項目についても、それこそ教育の無償化は突然出てきたものであり、九条への自衛隊明記(3 項加憲型)に至っては、5 月 3 日の首相メッセージで突然提案されたものであり、2012 年の草案とも方針が異なっている。このように、全体的にふわふわと焦点が出てきているような状況であり、重点項目の関係性についてもイマイチ収斂されていないように映ると話した。

〇「憲法」をかたちづくるもの

(1) 憲法典と「憲法」について

一般に、「憲法」と聞くと、その条文・文字だけをイメージする。間違いではないが、それだけではないというのが真実。例として、アメリカの憲法学者であるマーク・タシュネット氏の考え方を紹介。

氏は、「薄い憲法(thin constitution)」と「分厚い憲法(thick constitution)」という概念を提唱している。薄い憲法とは、憲法典そのものを指す。対して、分厚い憲法とは、憲法典に加えて、解釈、先例、実務といった、これまでの「積み上げ」を合わせたものを指す。その積み上げの本来の担い手は裁判官。ただ、裁判官が役割を果たすだけでなく、それ以外、市民の役割を広く考えることも重要となる。つまり、憲法という「規範＝ルール」が、憲法典だけによって構成されるものではないことを示している。

## (2) 「憲法」をかたちづくるもの

「憲法」を理解する上で、なにより大切なものは「解釈」である。法律になじみのない人からすれば、憲法や諸法規は、書かれていることを読めばわかる、と考える人も多いが、実は逆。全ての条文は、解釈を考慮することが大切。言い換えれば、どんな条文でも解釈をしなければ意味を理解することはできない。

過去の積み上げなど、「分厚い憲法」として確立されてきたことは多い。わざわざ「薄い憲法」を変えることの意義・必要性は薄いと言える。それでも、「良いことならば、とりあえず明記しても良いのでは?」、と言う意見もあるだろう。しかし、憲法の条文を変えること自体にもリスクが存在する。条文を少しでも変えてしまうと、文言が変わるだけでなく、積み上げられてきた解釈のベース自体が変わる危険性があるのだ。もちろん、同じような議論を積み上げ運用される可能性もあるが、全然違う積み上げになってしまう怖さがある。つまり、憲法の条文を変えるということは、「70年にわたる積み上げの基盤が変わる不安定さ」を持っていること。

## (3) 憲法の「実力」

次に、憲法の特徴、その「実力」について。日本の憲法は、良い意味でルーズであり、見極めが重要となる。言い換えれば「ルールの幅」があるということだ。憲法では、禁止・命令(要請)のような、白か黒か、だけではなく度々「許容」などの表現が存在する。そして、この「許容」の幅は、政治的決定に委ねられるものとされている。ここでの例としては、同姓婚と24条の関係を紹介。24条規定の「両性」。これは、一見すると禁止とも読めれば、禁止していいようにも読むことができるのだが、これを「禁止規範」として解釈しない限りは、あとは政治的決定に委ねられている。このように、日本国憲法には、政治、さらには市民の声を受け入れる幅があるのが大きな特徴、「実力」だと語った。

## (4) 統治の権限と統治の正統性

かたちづくる最後の要素は「統治」について。統治を支えるものは、法的な権限と権限行使の正統性(国民の支持)である。ここで紹介するのは、安保法制の審議時間について。安保法制では、100時間の審議が行われたが、この100時間に規定上の明確な根拠は存在しない。では、何故しどろもどろになりながら、早々に切り上げず100時間までは審議を続行したのか(もちろん、11法を一括など100時間でも足りたとは言えないが)。それは、100時間の審議が「慣行」として成り立っていたからである。本来ならば、与党は審議を打ち切る権利自体は持ち合わせている。しかし、与党から野党への配慮等を踏まえて、この慣行ができあがった経緯がある。つまり、安保法制について、これまで積み上げてきた慣行が100時間まで苦しめた原動力となったのだ。

対して、今度の「解散権」の問題については、権力の濫用と言わざるを得ない。確かに、解散させる法的な権限はあるが、それを行使する正統性はなかったはず。しかし、行使させてしまった。それは下支え、慣行ができあがっていなかったのが原因の一つである。本来、権利行使の正統性が弱まれば、その行使に謙抑的になる傾向がある。逆に、指摘の声が小さくなれば、抑制が緩む。それが最も危険なことであり、市民が声を挙げ続けることの重要性を説いた。

## ○ 九条を書き換えることによって生じるリスク

### (1) 現在の(政府による)九条「解釈」

はじめに、憲法九条に関連した解釈が最近変わっていることを紹介。1954年時点で、自衛隊は合憲(国内かつ個別的自衛権の行使に限る)とする政府解釈が出した。これは長く認められ続け、いわゆる「安定」した解釈だった。1992年のPKO法においても、「武力行使と一体化しない自衛隊の海外派遣」という文言は、その解釈が基盤となっている。しかし、2014年の政府解釈によって、「部分的な」集団的自衛権が解禁された歴史があり、この解釈の変化に着目する必要がある。

### (2) 『今の解釈を変えない』まま『自衛隊の現状』を書き込むことの必要性

上述のように、条文を変えるということは、1954年解釈の「安定性」を捨てることを意味する。今回の改憲の根拠とする「自衛官の誇りと自信」は、かなり情緒的なもの。統治機構は、権力・権限の源。情緒的な者ではなく、常に冷静であるべきであり、このような考えが前面に出てくることはかなり危険な傾向だといえる。

### (3) 『今の解釈を変えない』まま『自衛隊の現状』を書き込むことが可能なのか？

自衛隊のできることに共に「自衛の限界」もワンセットで解釈される。他国の軍との一体化の禁止も、今の解釈に含まれている。これを新たに明記しようとする、積み上げがなくなり、「自衛隊」の権限が一から見直される危険がある。それは、今の解釈で認められていない、「フルスペックの自衛隊」が認められる危険性があるということだ。また、2014年政府解釈の不明確さが影響し、一度それが認められれば、技術的に条文をもって縛ることは困難となる。

### (4) 『今の解釈を変えない』まま『自衛隊の現状』を書き込むことのリスク

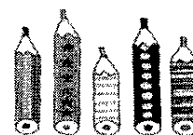
ここまで話して、本当に大切なのは、「九条のもとで、自衛隊に何が許容されるのか」という歯止めの論理。それは、60年にわたる議論の蓄積そのものであり、常に正統性が問われ続けてきた歴史でもある。つまり、市民が正統性を指摘し続けてきたことの積み重ねなのである。「非戦闘地域」という縛りも然り。他国の武力行使と一体化を禁止してきたという蓄積に拠ったもの。これを変えてしまうと、追求の手がかりが失われてしまう。

## ○ おわりに

- ・ 内閣は、「今の解釈を変えないので安心して」と言うが、これまで内閣が行ってきた所業を考えれば、信用することなどできず、保障はないに等しい。
- ・ 憲法に書き込む必要性、区別をはっきりと見極めることが大切。また、憲法に明記されていれば良いという考え方は、紙とインクへの偶像崇拜にしかならない。
- ・ 真に重要なのは、「分厚い憲法」、つまりは実践の積み重ね。その総体である憲法に政治がしばられ、それをかたちづくるのは、市民の世論である。だからこそ、憲法を守るために、市民が声を上げ続けることが大切だと話を閉じた。(非核の政府を求める石川の会会報より転載)

# 「自衛隊加憲論」の危険性

弁護士 飯森和彦



- 1 安倍首相(自民党総裁)は2020年の改正憲法施行を目指し、今年の通常国会、遅くとも秋の臨時国会で改憲の発議、その60日以後180日以内に国民投票を行うつもりでいる。自民党が昨年12月に作成した「憲法改正に関する論点取りまとめ」での最優先課題は9条改憲案であり、自衛隊を憲法に明記する案である。

自衛隊加憲論について安倍首相は、昨年5月3日の改憲派集会へのビデオメッセージで「自衛隊は、違憲かもしれないけれども、何かあれば命を張って守ってくれというのは、あまりに無責任です。」「『自衛隊が違憲かもしれない』などの議論が生まれる余地を無くすべき」とその理由を述べた。自民党保岡興治憲法改正推進本部長は昨年6月、「政府解釈を1ミリも動かさないで自衛隊を明確に位置付ける方向性で進めていく」と述べた。

- 2 「憲法改正に関する論点取りまとめ」では自衛隊を明記する条文案として、①現行の9条1項、2項を維持しつつ自衛隊を明記する案、②2項の戦力不保持・交戦権否認条項を削除し、自衛隊の目的・性格をより明確化する案の2通りにまとめられた。具体的条項は分からないが、①の案として次のようなものがある。

「九条の二 前条(注:現行の9条を指す)の規定は、我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織として自衛隊を設けることを妨げるものと解釈してはならない。

- 2 内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有し、自衛隊は、その行動について国会の承認その他の民主的統制に服する。」(自民党憲法改正推進本部たたき台)

- 3 自衛隊をどのように評価するかは大きな問題であるが、自衛隊を評価するとしても、現行憲法に書き込むことは現行憲法を大きく変容させてしまう。戦力不保持・交戦権の否認を定めた現行9条2項を削除する案(②案)は言うに及ばず、そのまま維持する案(①案)でも変わらない。

なぜなら、法の性質や運用に関する法諺<sup>ほうげん</sup>として、「後法は前法を廃す」とされているからである。「同じ形式的効力をもつ二つの法形式相互間で、その内容が矛盾するときは、時間的に後に成立したものが優先する」(「新版新法律学辞典」というものである。その結果、加憲した条文と矛盾する現行の前文、憲法9条、その他の条文は、自衛隊加憲に合わせて解釈変更となる可能性がある(山内敏弘一橋大学名誉教授)。分かりやすく言えば、戦力不保持・交戦権の否認を定めた2項がそのまま維持されたとしても、自衛隊が憲法に書きこまれることによって、2項を含めて現行憲法は自衛隊が存在すること、したがって戦争を是(あるいは必要悪)とする考え方を前提とした解釈に変更されるということである。

この影響は大きい。憲法の考え方が「軍事・戦争を拒否して平和を確保する」から「軍事・戦争による平和の確保もある」に180度変わる。それによって自衛隊の軍事行動は拡大される。今まで政府は、戦力不保持・交戦権の否認を定めた9条2項と実際は戦力である自衛隊の存在という矛盾した関係、緊張関係の中で、自衛隊の行動を枠づけて来た。PKO5原則、先の安全保障法制

によって自衛隊は集団的自衛権行使に参加できるようになったが一定の前提条件が必要であることはその例である。しかし、自衛隊加憲論によって根本的に性格の変わった憲法の下では、それらの歯止め・条件はいずれ大きく緩和され、あるいは消滅する可能性がある。

市民生活への影響も大きい。自衛隊関係予算は増大する一方、福祉・社会保障などは後退する危険性がある。軍事にからむ特定秘密保護、土地収用等でも国民の基本的な人権保護、市民生活保護は後退するだろう。徴兵制導入の危険性も高まる。学校では戦争を肯定的にとらえる教育がなされる可能性がある。自衛隊機の夜間等の飛行差し止め、爆音に対する賠償を求めている小松基地訴訟などでは、「軍事公共性」が協調され、周辺住民らの請求が棄却され、賠償額が減額されたりする可能性がある。

- 4 自衛隊加憲論は現行平和憲法を変容・破壊させ、国民に多大な影響を与える。自衛隊明記によっても「政府解釈を1ミリも動かさない」（自民党保岡興治憲法改正推進本部長）、では済まない。私たち9条の会石川ネットは今年から来年にかけてかつてない取り組みが求められる。多くの人々に自衛隊加憲論の危険性を本気で訴えましょう。

## 各地 9 条の会から

## お便り・意見

### 初めての署名活動 神尾 寿 （寺町台九条の会世話人）

10月9日願念寺、11月3日、5日、12日、19日と近江町市場で署名活動をしました。この活動を始めるきっかけは、毎月購読している『いつでも元気』誌十月号の「守りたい九条」を読んだ事でした。タイトルに「私たちには世界に誇れる憲法がある」とあり、インタビューに応じているのは国際ジャーナリスト伊藤千尋さんと言う方でした。



伊藤さんが「日本人自身が、自分の国の憲法を素晴らしいものだとして認識していない。世界には不思議に映っていますよ。」と言われていたことが印象深く、内容を読み進めると、何か気になる不思議な感じを受け、もう一度読み返してみると「あれ？・ウーン」となり、何だか子どもの頃に授業が何かで憲法前文を読んでいたことを少しずつ思い出して、子ども心に凄いなと感動したのを臆気に思い出しました。そして、なんで子どもの頃に読んだ前文を急に思い出したのか、「なんで？」やっぱり、また感動したからだ。

自分はどう考えても私自身身体の動かせる時間に限りがあるので、今のうちに多少なりとも、そこにいる人たちに伝えたい。また20年50年その先の人々が真に安心して暮らせる世界に。その中心に日本国憲法を。そしてこの憲法の肝が九条であることをもう一度確認し話せるよう活動を続けていきたいと考えました。この署名を始めて、遠方から観光に来られた北は北海道から南は岡山、四国の方々から賛同署名をいただきました。少し気になったのは30代から40代

位の女性の方で「署名するけど名前だけではダメ？」と個人情報に気にされる方が数名ありました。（会報「九条・通心」より）

## 3000万人署名達成で憲法を守り活かす未来を!!

（加賀九条の会事務局長 佐藤 公男）

昨年12月18日15名の参加で“憲法守れ!全国3000万人署名in加賀”キックオフのつどいを開催し、DVD「ワイマール憲法」を見ながら意見交換と学習を深めた。

目標は1万5000人。全会員に署名協力要請文と用紙(10人分)、それに返信用封筒も届けた。市内の連合加盟労働組合・趣味のサークル・民主団体・市会議員・町内会など、幅広く訴えることにした。毎月末に集約し、協力者にはお礼のはがき、署名初心者を大切に経験交流会の開催、3月1日から5月末まで毎月2回の街角宣伝と署名活動も確認した。今月15日まで、年末・年始に集合する親戚、新年会などの地域活動で集めた約200人分の署名が寄せられた。

## 「小立野・犀川ロード九条の会ニュース No.30」より

12月23日午後2時から3時まで、3000万署名行動を大桑のバロースーパー前で実施。当日は晴天に恵まれ暖かく、城南、大桑、末、小立野の地域の賛同者の皆さんや地域の新婦人の方々など総勢17名の方が参加されました。



それぞれが横断幕・のぼり旗・ステッカー・署名画板・チラシなどをもち、周辺に散り、ハンドマイクの弁士は川村世話人をはじめ山口さん、尾西さんなど6名が交代で九条の大切さを訴え3000万署名への協力をお願いしました。署名は周辺住宅への署名訪問と合わせて51筆いただき、チラシと署名用紙のセットで85人に手渡しできました。中には「ご苦労さん!」「がんばってください」などの励ましを頂き嬉しく励みになったと参加者からの声もあり、地域での共同の行動が大切だと実感できた行動でした。

### ◆第3回憲法カフェ(パート3) & 総会のご案内

2月17日(土)午後2時から4時まで 「フレンドシップハウスめぐみ」にて  
「石川の被爆者の証言」視よう、安倍政権が狙う9条改悪案を学ぼう

## 安倍 9 条改憲に抗して はくい 9 条の会

はくい 9 条の会は、九条の会事務局が提起した3つの行動に立ち上がることを目標にしています。①憲法学習②3000 万署名③市民アクションの立ち上げです。

①学習会 11/30 「日本国憲法と改悪をねらう安倍政権」 学習協 中野映一氏

②3000 万署名 羽咋診療所と友の会の皆さんと一緒に毎週水曜日にサイレント行動と地域署

名に取り組んでいます。地域署名は、昨年の 11/22 から始めました。現在までに参加者のべ 31 名、署名93筆です。

「創価学会の家の人も平和は大事と家族全員の分署名してくれた」「憲法 9 条変えたら、次は徴兵制になるね」「いままで平和できた。かえんでもよい」

署名をことわる理由として、「軍隊は必要、アメリカ頼みはだめ。平和を守るのは軍隊」「自衛隊は憲法に書き込むべき」

感想として・比較的若い人が署名をしてくれなかった。



③市民アクションの立ち上げは、先が見えませんかという一歩もでません。

1月13日コスモアイル羽咋で映画「明日へ」を上映しました。大雪で大変だったのに110人の方がみにきてくださいました。感謝です。

## 「安倍 9 条改憲 NO ! 」 3000 万署名を

各種団体と「署名推進委員会」をつくり、定期的に協議、統一行動等を行い、署名を集めています。二人一組、もしくは、知り合いを訪問して政治談議とともに署名をもらったりしています。

地域の会員さんや患者さんを訪問していて聞こえてくるのは、今の安倍政権の国民無視の暴走に怒りをもっている人が圧倒的に多いこと。安倍政権へ怒りだけで「戦争は絶対ダメ！」と署名してくれる人がたくさんいます。

中には、知り合いの子どもさんが自衛隊に言っているけど、戦争に行かせるためではないからと署名をしてくれます。また、教え子の家を訪問すると、署名用紙を置いていって、知り合いにも書いてもらうからと言ってくれる人もいます。

美容室を開業している会員さんには、署名用紙を預けてお客さんに書いてもらっています。

10 筆、20 筆と届けてくれます。

国連では核兵器禁止条約が採択され、世界は核兵器廃絶に大きく動き出しています。

憲法記念日まで一緒に頑張りましょう。 (輪島 9 条の会 矢沢 幸恵)

## 憲法施行 71 周年 5.3 県民集会

- ・ 5 月 3 日 14 時から 歌劇座 (予定)
- ・ 講師 浜 矩子さん (同志社大学大学院教授)

多くの市民団体との実行委員会で詳細相談予定

## 改憲の動向 2017年8月～2018年1月

2018年1月19日まとめ

- 8月31日 安倍9条改憲反対 全国市民アクション結成 3000万署名呼びかけ
  - 10月22日 衆院選投開票日 ☆市民と野党の共闘分断の大逆流 ☆改憲勢力が3分の2を制した ☆立憲3野党は38から69議席に
  - 11月7日 自民党、憲法改正推進本部が党改憲案をとりまとめの議論再開始
  - 11月27日 改憲右翼団体・日本会議は創立20周年記念集会を開催、日本会議地方議員連盟会長松田良昭氏は「九条の会」を敵視し、289小選挙区に「憲法改正」推進、国民投票対策の組織をつくと表明。
  - 11月30日 衆院憲法審査会開催 7月の欧州各国憲法の実情調査報告と自由討論実施。
- 2018年
- 1月3日 日本世論調査会の調査結果公表(東京新聞)
    - ・憲法9条改定「必要ない」53%
    - ・改憲の国会論議「急ぐ必要はない」67%
  - 1月4日 安倍首相が年頭記者会見 改憲議論加速を促す  
「憲法のあるべき姿を国民にしっかりと提示し、憲法改正に向けた国民的な議論をいっそう深めていく」と述べ、1/22からの通常国会に自民党改憲案を提出する意思を表明。改憲への日程を強く意識した発言。
  - 1月12日 「年内に改憲発議」二階自民党幹事長がテレビで明言。  
共同通信世論調査 1/13～14 調査  
安倍改憲反対 54.8%(12月時+6.2%) 賛成 33.0%(12月時-3.0%)

### これからの改憲関連政治日程 (予想)

2018年

- ・1/22 通常国会 150日 (6月20日まで)  
衆参両院の憲法審査会に改正案を提出
- ・2/22 石川県知事選挙告示 3/11 投開票
- ・3/25 自民党大会 (1/20NHK報道、二階幹事長が大会に「改憲案の中間報告も」と発言)
- ・5/3 憲法施行71周年記念日 3000万署名達成目標日
- ・6/20 国会大幅延長で 憲法改定発議?
- ・9月 自民党総裁任期満了

2019年

- ・春 統一地方選挙
- ・4/30 天皇退位 5/1 新天皇即位
- ・夏 参議院選挙、国民投票? (7/28 = 2013年選出の参議院議員任期満了)
- ・10月 消費税10%への引き上げ?

2020年

- ・9条改憲施行?
- ・夏 東京オリンピック・パラリンピック